

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 療 機 関 の 指 定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

入会林野整備計画の適否の決定

土地改良事業の認可(六件)

基本測量の終了

◇ 選 管 告 示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇ 公 告

鳥取県農業改良普及員資格試験等の合格者

告 示

鳥取県告示第九百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
縄 田 医 院	鳥取市元町四三三	昭和五十二年十一月二十四日
本 田 内 科 医 院	米子市昭和町七一	昭和五十二年十一月十八日
西 尾 歯 科	鳥取市富安一丁目五ノ二	昭和五十二年十一月二十四日
西 尾 医 院	"	"

鳥取県告示第九百四十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
西尾 齒科	鳥取市富安一丁目五ノ二	昭和五十二年十一月二十四日
西尾 医院	"	"

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
西尾 齒科	鳥取市富安一丁目五ノ二	全国	昭和五十二年十一月二十四日
西尾 医院	"	"	"

鳥取県告示第九百四十三号

八頭郡智頭町大字西宇塚四一六番地一奥西宇塚地区入会林野整備組合組合長安道静一から申請のあつた奥西宇塚地区入会林野整備計画については、昭和五十二年十一月一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係

の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

奥西宇塚地区入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月二十六日から昭和五十三年一月四日まで

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十四号

江府町から申請のあつた町宮土地改良（武庫地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十五号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(大平地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十六号

智頭町から申請のあつた町営土地改良(米井地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十七号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(沖代地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(中祖地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十九号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(富江地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類
基本測量(二等重力測量)
- 二 作業地域
溝口町、日野町及び日南町
- 三 終了年月日
昭和五十二年十月十三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

昭和五十二年十月十五日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八、五〇四
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二四、一七九
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二九、〇〇九
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三六、六二三
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三三、〇〇八
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、五五七
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、七二九
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、四五〇
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、八三七
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一六、九二三
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三三、六二八
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九八八

公 告

昭和52年10月25日から27日までの間に実施した鳥取県農業改良普及資格試験及び生活改良普及資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和52年11月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 農業改良普及資格試験の合格者

平野 洋治	井手 伸介	西村 厚男	福光 幸人	濱崎 佳英
佐古 勇	森尾 由成	小森 正志	大野 秀一	田口 邦昭

2

生活改良普及員資格試験の合格者

露木 憲司	山本 尚	加藤 良之	藤本 敏明	松江 勇次
四辻 秀計	細田 尚次	渡部 恭正	池上 澄江	入江 明夫
齋尾 秀隆	河野加津恵	川島 清子	延田いつ子	大川 静枝
山元 紀和	井上 臣吾	原 栄次	柘植 雅寛	豊川 清文
児島 久三	菜村 雅義	中嶋 晃	正広 幸男	滝河 哲郎
松田 義人	井口 近志	利夫 隆	渡辺 幸男	木原 井上
大垣 早苗	豊田 武雄	利夫 隆	藤木 恵輔	村上 寿光
長尾 利彦	田上 芳博	雄一 夫	中尾 恵輔	井上 寿光
加川清三郎	菜本 賢治	英巳 恒	藤田 嘉宏	品川 勇正
遠藤 真和	安酸 俊行	山田 恒	小川 輝幸	
生活改良普及員資格試験の合格者				
平岩富美子	杉本 純子	細川 圭子	西野多美子	山本 富子
齋尾 潤子	高田実千代	楠山美保子	倉田 悦美	原口 純子
西山恵美子	田中 千敏	田中利恵子	能見 文子	北村 裕子
井木 文子	森田富貴子	藤本 和子	河本 恵子	